

- 平成23年度に開催された「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」において、活性化方策の一つとして、市民や地域の取組を汲み上げやすくするため、カーボン・オフセット認証主体の多様化が提言されました（資料1・資料2・資料3参照）。
- また、従来カーボン・ニュートラル認証制度とカーボン・オフセット認証制度の2つの制度を、それぞれ別の体制で実施していたものを、上記の認証主体の多様化を契機に、これを1つの制度として統合することとし（資料4参照）、これに伴い、各委員会の運営体制も整理統合することとしました（資料5参照）。さらに、これらの統合の結果、各委員会以外の関係機関等の関係も併せて整理することとしました（資料6参照）。
- 上記のような制度の見直しを新たな認証プログラムとして開始するために必要な、基本的な事項を定めた「カーボン・オフセット制度実施規則（案）」を今般策定しました。

【資料1】新たな制度の創設に至った背景

カーボン・オフセット認証制度における 認証主体の多様化に関する議論

“企業や地方公共団体等、多様な主体による活動促進、及び現行制度の利便性の向上等によりオフセット量を増加させること等の課題に取り組んでいくことが必至であると考えられる。”

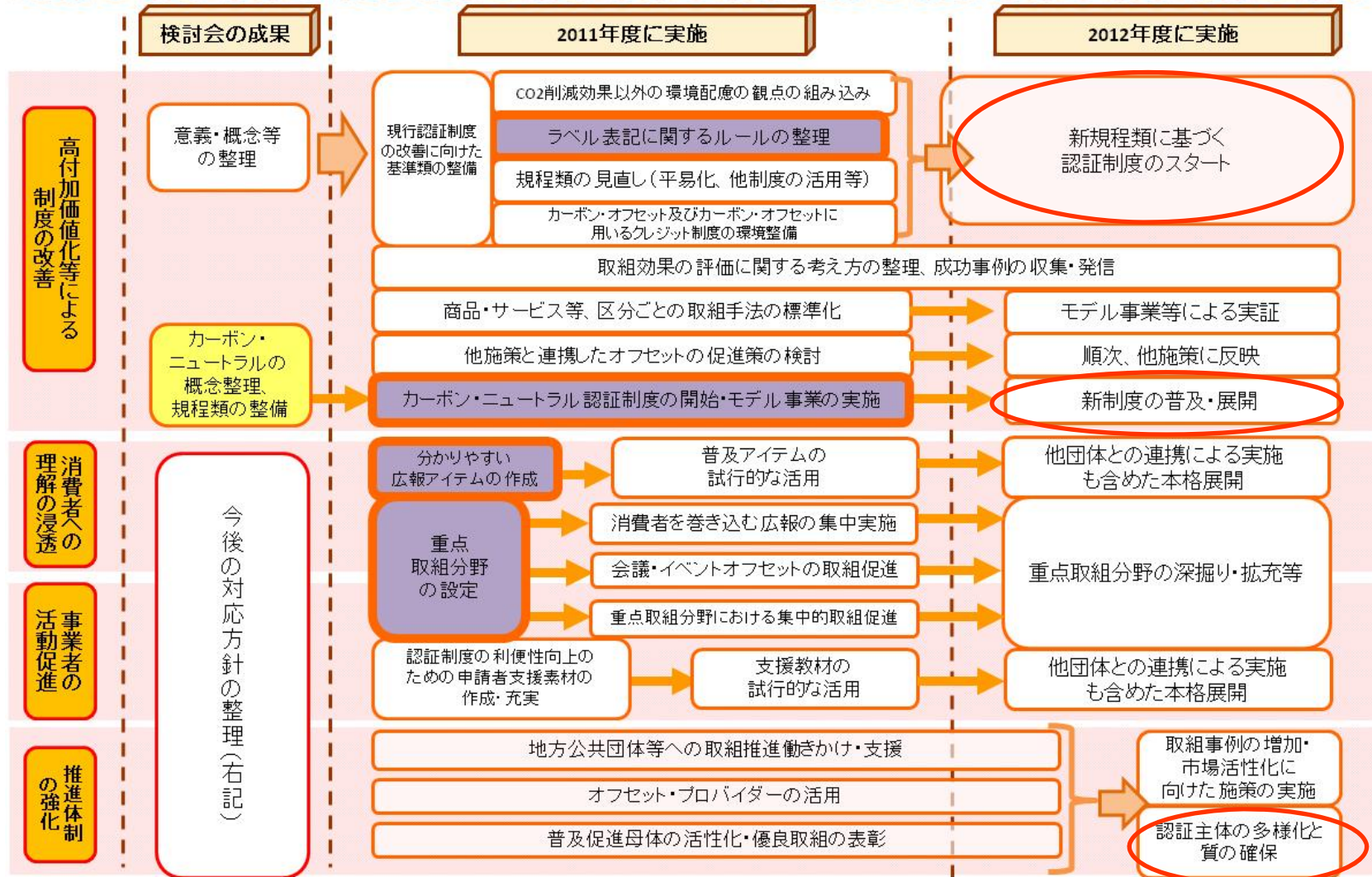
“認証を行う主体が限定的であると、全国の取組を幅広く扱うことは困難であるが、市民や地域の取組を汲み上げやすい地方公共団体や民間事業者等を新たな認証の担い手として活用を進めるには至っていない。”

出所：我が国におけるカーボン・オフセットの取組活性化について（中間とりまとめ）平成23年10月／環境省

【資料2】中間取りまとめ工程表における位置づけ(赤丸部分)

カーボン・オフセットの取組の活性化に向けた工程表

カーボン・オフセットの取組の活性化に向け、2011年度においては、国民の認知度の向上に効果の高い取組を優先的に進めるものとする(図中の)。



* 活性化方策の効果的・効率的実施のため、継続的に必要な調査・分析を行う。
* 東日本大震災からの復興の過程における役割についても考慮しつつ上記取組を進める。

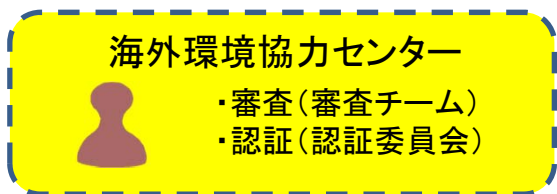
出所: 我が国におけるカーボン・オフセットの取組活性化について(中間とりまとめ) 平成23年10月/環境省

【資料3】認証主体の多様化後のイメージと現行制度の比較

現行制度 カーボン・オフセット認証制度

環境省

カーボン・オフセットの取組に対する
第三者認証機関による認証基準



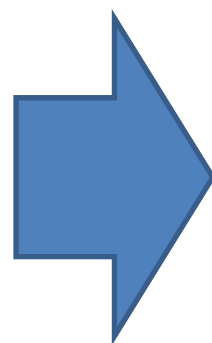
ラベル付与



取組申請



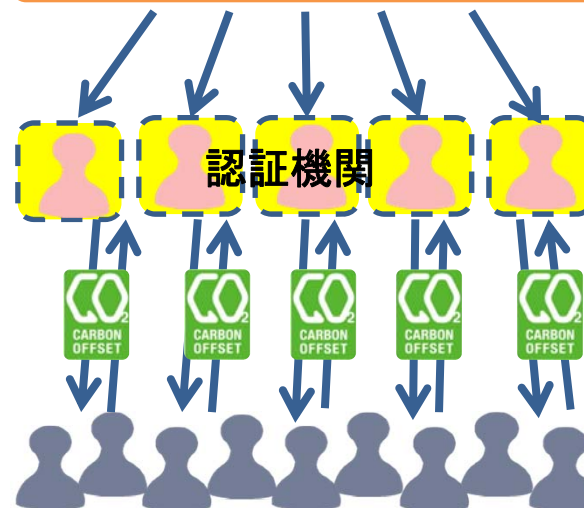
取組申請／使用
取組事業者



多様化後のイメージ カーボン・オフセット制度

カーボン・オフセット
制度運営委員会

カーボン・オフセット認証基準



取組申請／使用
取組事業者

【資料4】旧制度から新制度への移行イメージ(制度構成)

<現状>



カーボン・ニュートラル認証制度 <環境省>

■カーボン・ニュートラルの取組を認証する第三者認証(ISO14064規格群に準拠した制度)「カーボン・ニュートラル認証」及び「カーボン・ニュートラル計画登録」から構成される。



カーボン・オフセット認証制度 <海外環境協力センター>

●個別のカーボン・オフセットの取組を認証する第三者認証。

▲オフセット・プロバイダーの業務を確認しその結果を公開するあんしんプロバイダー制度。

<今後>

カーボン・オフセット制度 <環境省>

カーボン・オフセット第三者認証プログラム (以下の2つで構成される)

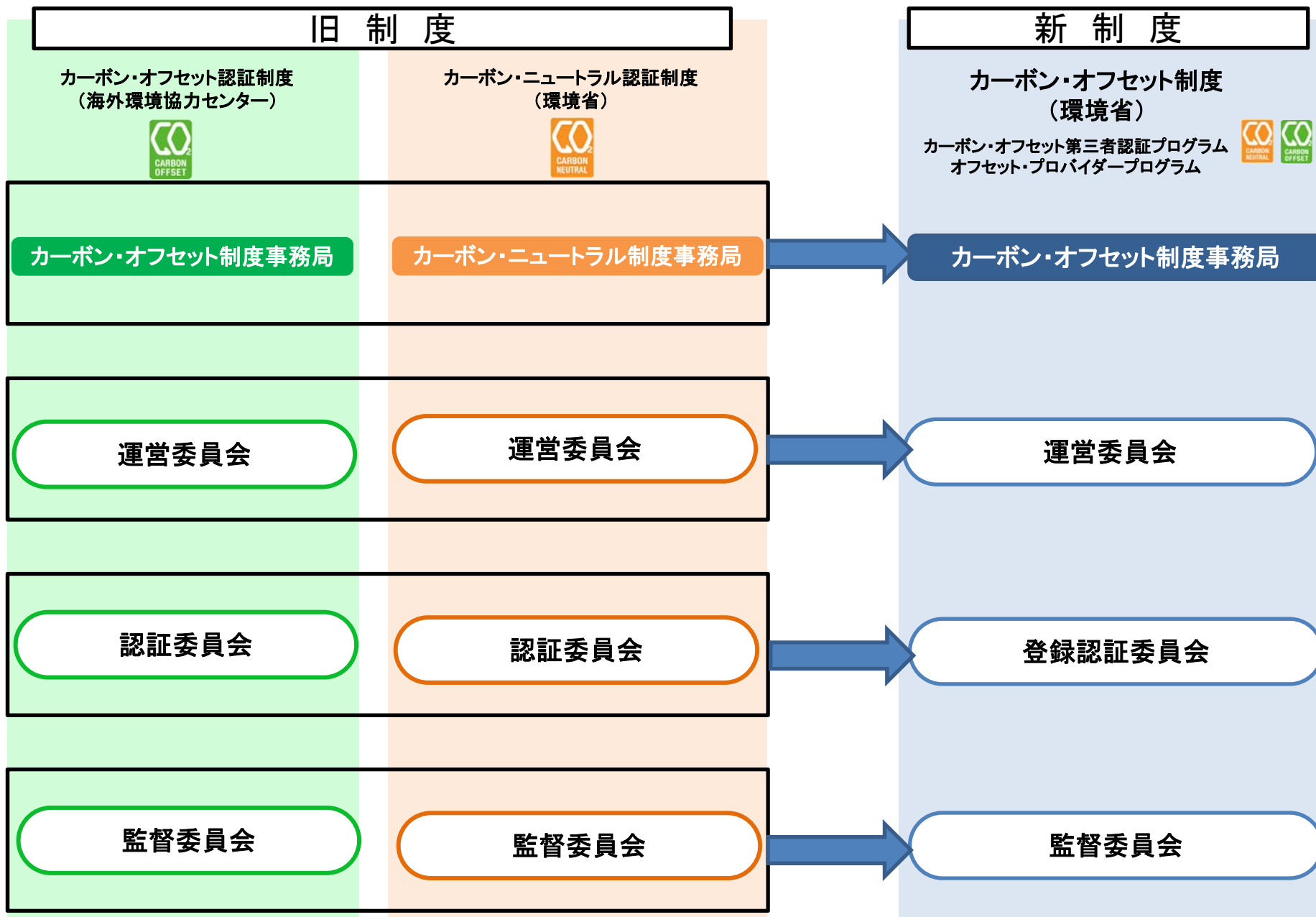


■カーボン・ニュートラル認証及びカーボン・ニュートラル計画登録: 認証基準に基づき、申請者の取組に対し、カーボン・オフセット制度登録認証委員会が、カーボン・ニュートラル認証又はカーボン・ニュートラル計画登録を行う。

●カーボン・オフセット認証: 認証基準に基づき、申請者の取組に対し、認証機関がカーボン・オフセット認証を行う。カーボン・オフセット制度登録認証委員会は、認証機関の登録を行う。
(認証機関はJIS Q 14065取得済機関を想定)

▲オフセット・プロバイダープログラム
(あんしんプロバイダー制度の後継)

【資料5】旧制度から新制度への移行イメージ(委員会構成)



【資料6】カーボン・オフセット制度関係機関の位置づけ

- ①**認証機関**： カーボン・オフセット制度登録認証委員会の登録を受け、申請者の取組に対し、カーボン・オフセット認証を行う機関
- ②**検証機関**： カーボン・オフセット制度登録認証委員会の登録を受け、申請者の取組に対し、カーボン・ニュートラル計画審査及びカーボン・ニュートラル検証を行う機関
- ③**審査機関**： カーボン・オフセット制度登録認証委員会の登録を受け、オフセット・プロバイダーの取引状況の審査を実施する機関
- ④**オフセット・プロバイダー**： 市民、企業等がカーボン・オフセット又はカーボン・ニュートラルの取組を実施する際に必要なクレジットの提供及び取組の支援又は取組の一部実施等のサービスを行う事業者。

